

「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集について

警察庁では、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、電磁的記録による縦覧等を行う方法についての規定を新設すること等を内容とする「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等について検討しています。

その内容は別紙1から4までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Govパブリックコメント意見提出フォーム電子メール (kikaku@npa.go.jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁長官官房企画課企画・法令第一係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年3月13日（金）から 令和8年4月11日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1から5までの内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…」

〈 凡 例 〉

- 改正規則： 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案をいう。
- デジタル手続法： 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）をいう。
- デジタル手続法施行規則： 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）をいう。
- 新デジタル手続法施行規則： 改正規則による改正後のデジタル手続法施行規則をいう。
- 保管場所法： 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）をいう。
- 保管場所法施行規則： 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）をいう。
- 電子署名規則： 国家公安委員会電子署名規則（平成15年国家公安委員会規則第7号）をいう。
- 共同府省令： 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）をいう。
- 縦覧等： 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 作成等： 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 都道府県公安委員会等： 都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長をいう。
- 手続等： 申請等（申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。）、処分通知等（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。）、縦覧等又は作成等をいう。

〈 参 考 〉

別紙1から4までのほかに、「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等について、案文を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、国家公安委員会規則、内閣府告示及び国家公安委員会告示の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。

1 命令等の題名

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

デジタル手続法第6条第1項、第4項から第6項まで、第7条第1項、第4項及び第5項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項、保管場所法第16条並びに警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第1項

3 改正の概要

(1) 電子署名の定義の明確化

デジタル手続法施行規則第2条第1項に規定する電子署名に、政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）の官職証明書に基づく電子署名及び地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名が含まれることを明確化する。

同様に、電子署名規則第1条に規定する電子署名に、政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名が含まれることを明確化する。

(2) 電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設

デジタル手続法第3条第2号に規定する行政機関等が、デジタル手続法第8条第1項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合及びデジタル手続法第9条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合の、その方法に係る規定を新設する。

(3) 都道府県公安委員会等に係る手続等を規則の適用範囲に含めるための関連規定の改正

デジタル手続法施行規則第11条において、都道府県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものは、都道府県公安委員会が定めるなどとされているところ、同条を削除するとともに、関連規定を改正し、都道府県公安委員会等に係る手続等をデジタル手続法施行規則の適用範囲に含めることとする。

(4) その他所要の改正

その他、デジタル手続法施行規則の改正に伴う、保管場所法施行規則第2条第3項の改正等を行う。

4 施行期日

令和8年5月21日から施行する。

1 命令等の題名

令和三年内閣府告示第七十九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の一部を改正する件

2 根拠となる法令の条項

共同府省令第4条、第5条第2項及び第3項ただし書並びに第8条

3 改正の概要

令和3年内閣府告示第79号第2条、第4条及び第5条中「国家公安委員会又は警察庁長官」を「行政機関等」に改めるほか、表記の適正化を行う。

4 施行期日

令和8年5月21日から施行する。

1 命令等の題名

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年国家公安委員会告示第三十三号）の一部を改正する件

2 根拠となる法令の条項

新デジタル手続法施行規則第3条、第4条第1項及び第2項第3号、第8条、第9条第3項並びに第10条第2号

3 改正の概要

(1) 電子証明書に係る規定の整備

新デジタル手続法施行規則第4条第2項第3号に規定する電子証明書は、政府認証基盤におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したものとする。

(2) その他所要の改正

その他、デジタル手続法施行規則の改正に伴う所要の技術的改正のほか、表記の適正化を行う。

4 施行期日

改正規則の施行の日（令和8年5月21日）から施行する。

1 命令等の題名

令和三年国家公安委員会告示第三十四号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）を廃止する件

2 概要

令和3年国家公安委員会告示第34号は、国家公安委員会の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する共管申請等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について規定しているところ、当該申請等が既に想定されないこととなっていることから、同告示を廃止する。

3 施行期日

公布の日から施行する。